労働Ｇメン　まこやんの事件簿

監督官の品位を傷つけず、守秘義務にも触れない程度の昔話

「結局は俺かい」の巻

By　まこやんこと　谷口　誠

全国に深い傷跡を残した台風●●号は、我が職場にも少し影響を・・・
台風が通過した翌日、朝から台風関連の労働相談が来る。

雨の中、せっかく職場に行ったのに、着いたとたんに『帰れ』といわれました。

あらら～

悔しかったので、強引に１０分だけ働いてきました

おおお　すごい

交通費、もらえますか？

もらえます、もらえます

ってな相談が相次いだが、一番返答に困ったのは
「台風による危険を考慮して、事業主が労働者を早退させたり休ませた場合、賃金補償をする責任があるかどうか」
という問題だった。
「う～～ん」と悩んでいたら、労働相談担当のＳさんが声をかけてきた。

どないしはりましたん？

あのね、台風関係の相談なんですよ

台風って言っても、程度によって違いますからね

会社が水没するほどだったら「天災事変」だから、事業主責任はないんやけどね～

でも、『警報が出て、すご～くやばい感じだったけど、結局それほどの被害が出なかった時』なんか難しいですよね。

そやんね～～

あ！そういえば、つい最近回覧されてた情報誌に、そんなことが書いてあったような

おおおお！　ええやん ええやん

・・・で、数分後・・・・

ああ！ありました！

おおおお・・でかした！

喜んで、その情報誌の Q&A を見てみたので
あるが・・・

> 原則としては・・法の定めにより・・ということですが・・・では具体的にどのような場合が使用者の責に帰すべき事由に該当するかというと・・・・そうした努力をしてもなお避けることができない・・・言い換えれば・・・その一方で・・・・ですから止むを得ないか否かということについては・・ケースバイケースで考えるべきあって・・・・

ってな記載が続き、やに前置きが長い・・

どうですか？

わからんなあ、面倒だから、
最後の結論をみてみましょ。

で、結論部分を見てみたら

> ・・・・・・・・・状況によって異なりますから、個々の判断については、最寄の労働基準監督署に相談しましょう。

あううう・・・

あううう・・・

結局、俺が考えるんかい